

浜松城公園（元城地区）活用事業 運営事業者募集要項

令和8年8月

浜松市

目 次

1	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 事業名称	
	(2) 提案事業	
	(3) 適用制度及び事業方式	
	(4) 事業期間	
	(5) 主な前提条件	
	(6) 浜松城公園及び元城地区の位置図	
	(7) 浜松城公園及び旧大河ドラマ館等の概要	
3	事業における条件・遵守事項・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 事業内容	
	(2) 費用	
	(3) 所有権等	
	(4) 市への報告事項	
	(5) 指定管理者との協力	
	(6) 事業区域内の公園施設の仕様	
	(7) 工事等の条件	
	(8) 運営上の条件	
	(9) リスク分担	
	(10) トイレの取り扱い	
	(11) 事業の一部委託	
	(12) 事業期間中の事業の中止	
4	事業の募集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1) 応募者の資格要件	
	(2) 募集スケジュール	
	(3) 事業者説明会	
	(4) 質問書提出	
	(5) 応募方法	
	(6) 失格事項	
	(7) 注意事項	
5	運営事業者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(1) 優先交渉権者の選定	
	(2) 審査結果の通知	

- (3) 基本協定の締結等
- (4) 公表
- (5) 評価基準

6 根拠法令等 24

7 問い合わせ先（担当課） 24

様式1～8 25

- 様式1 事業者説明会参加申込書
- 様式2 質問書
- 様式3 企画提案申込書
- 様式4 共同事業体構成員調書
- 様式5 応募に関わる誓約書
- 様式6 企画提案書
- 様式7 提案者の業務概要
- 様式8 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書
- 様式9 企画提案参加辞退届

リスク分担表 37

旧大河ドラマ館等図面 別紙

【用語の定義】

浜松城公園	浜松市が設置する都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市計画施設である都市公園であり、JR 浜松駅より約2kmの市中心部に位置する総合公園。公園区域は、「2（6）浜松城公園及び元城地区の位置図」中の緑色箇所。
元城地区	浜松城公園のうち、令和8年7月1日付けにより設置（区域変更に伴い拡張）された浜松市役所北側の公園区域で、「2（6）浜松城公園及び元城地区の位置図」中の実線内の地区。
葵広場	元城地区の中心部に位置する広場の名称で、「2（6）浜松城公園及び元城地区の位置図」中の破線内の広場。
旧大河ドラマ館等	令和5年に市が元城地区に設置した旧大河ドラマ館、旧オフィス棟、旧ショップ棟の3棟の建物の総称。
公園施設	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条に規定される、休憩所などの休養施設、遊戯施設、飲食店などの便益施設等、公園利用者の利便性を向上させる機能を有するなど公園の効用を全うする施設。
設置管理許可	都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者（市）以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が許可すること。
占用許可	都市公園法第6条に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が許可すること。
運営事業者	設置管理許可を受けて、施設の整備、維持管理・運営を行う法人、もしくは複数の法人によって構成される共同事業体をさす。
事業区域	元城地区内において運営事業者が設置管理許可を受けて公園施設を整備、維持管理・運営を行う区域。
公募型プロポーザル	複数の事業者から目的物に対する企画の提案を受け、その中から優れた提案を行った事業者を選定すること。
三者協議	市、浜松城公園の指定管理者、運営事業者の三者による協議。

1 事業の目的

浜松城公園は、JR 浜松駅より約 2km の市中心部に位置する城のある緑豊かな公園です。本市を代表する都市公園の一つに位置づけられており、大規模なイベント開催のほか、市民の憩いの場、観光名所として、市内外から多くの方が来園されています。

本市は平成 29 年に設置管理許可制度により園内にスターバックスコーヒーを設置、令和 5 年には NHK 大河ドラマ「どうする家康」の放送にあわせて、現在の元城地区に大河ドラマ館を設置するなど、公園の魅力向上を図ってきました。

本事業は、元城地区の運営に民間活力を導入し、浜松城公園の魅力・利便性の向上と賑わい創出を図るため、遊休施設となっている旧大河ドラマ館等の 3 棟の建物を活用する運営事業者を公募型プロポーザル方式により決定するものです。

2 事業の概要

(1) 事業名称：浜松城公園（元城地区）活用事業

(2) 提案事業

ア 必須提案

- ・旧大河ドラマ館等の 3 棟の建物全体を公園施設として活用する事業（施設整備及び管理運営を含む）

イ 任意提案

- ・元城地区の一部（葵広場周辺部）を公園施設として活用する事業（施設整備及び管理運営を含む）
- ・浜松城の歴史的価値を周知する事業
- ・社会貢献・環境対策事業

事業者は、管理運営する事業とは別に、社会貢献・環境対策事業を提案することができます。

例として、次のような方策が挙げられます。

- ・従業員によるボランティア美化活動
 - ・地元製品の取扱いや地元企業との取引による地域経済の活性化
 - ・観光拠点となるビジターセンター機能
 - ・市内産 FSC 認証材を活用した施設整備
 - ・公園管理や施設改修への還元を目的とした売上の一部の市への寄附
 - ・美化活動への還元を目的とした売上の一部の地域団体への寄附
 - ・大規模災害時の協力体制（災害拠点としての活用、物資提供等）
- ※これらは例示であり、応募者の自由な提案を妨げるものではありません。

(3) 適用制度及び事業方式

- ・都市公園法第 5 条の設置管理許可を適用します。
- ・公募型プロポーザル方式により、民間事業者からの提案のうち、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定します。優先交渉権者は本市と協議を行い、事業内容に合意した場合に、運営事業者に決定します。

- ・運営事業者は本市と浜松城公園（元城地区）活用事業の基本協定を締結し、設置管理許可を受け、公園使用料を市へ納付します。
- ・事業により得られる利益は、すべて運営事業者に帰属します。

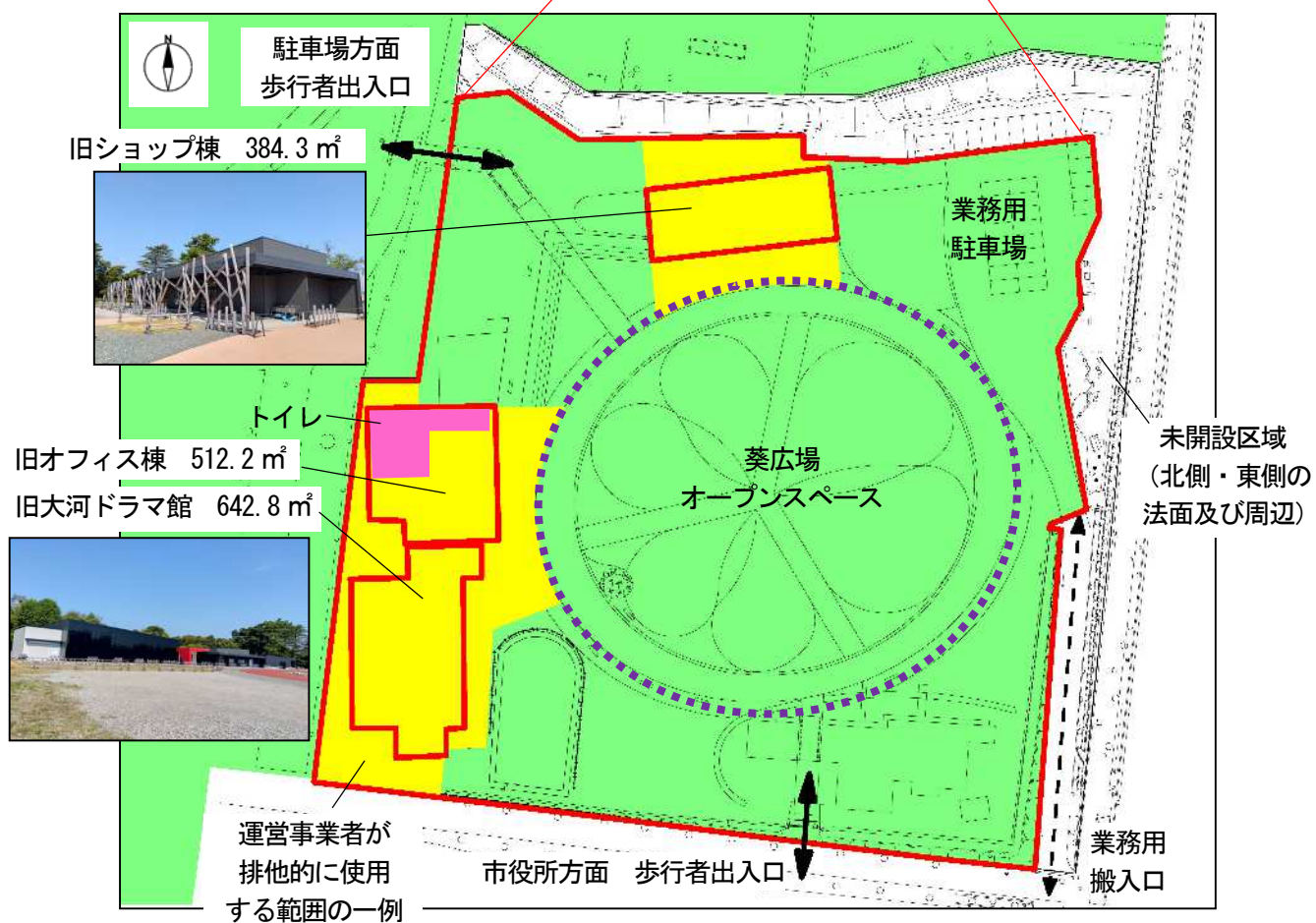
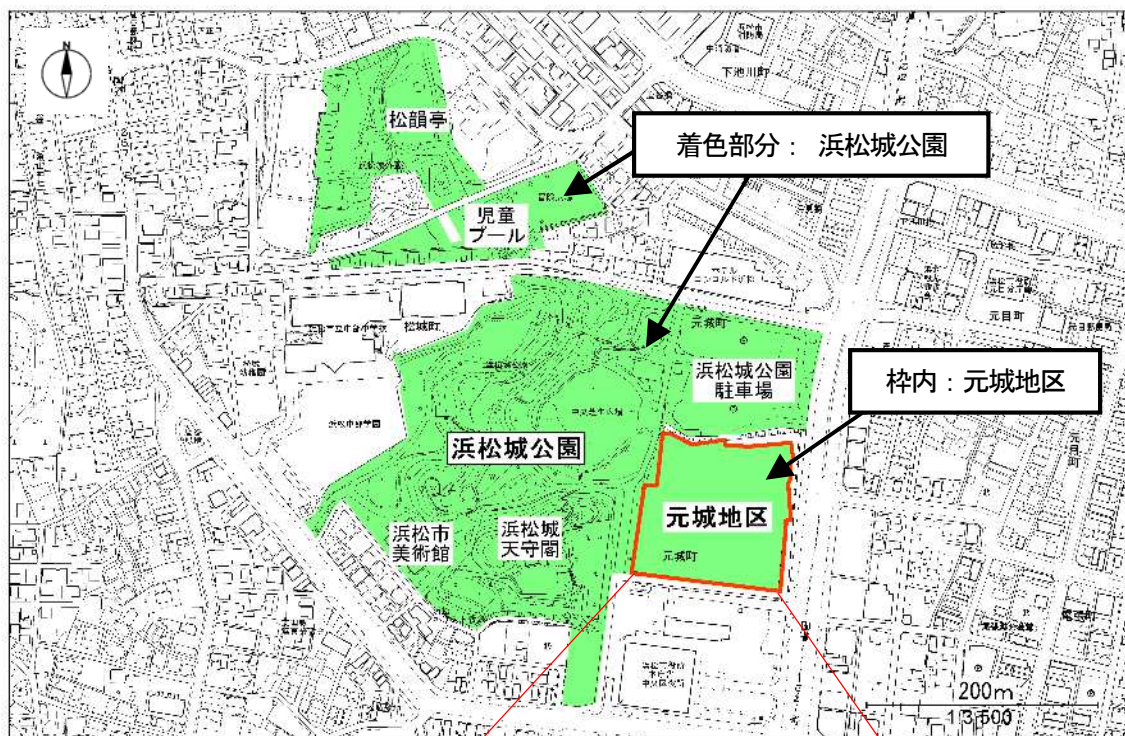
(4) 事業期間

- ・事業期間は、令和9年6月から令和17年5月末日までとします。
- ・旧大河ドラマ館等は、市が実施する常設化工事の進捗に応じ市と運営事業者の協議により随時部分的に運営事業者へ引渡しを行い、引渡し以後運営事業者において工事着手することができます。常設化工事の完了及び旧大河ドラマ館等のすべての建物の引渡しは令和9年4月中旬を予定しています。
- ・本市は現状の市指定史跡「浜松城跡」の範囲及び、元城地区の地下に埋蔵している浜松城跡本丸・二の丸等の遺構の重要性から国の史跡指定を視野に入れた適切な保存・活用を目指しており、歴史的価値を踏まえた整備工事の開始までの間の暫定利用とするものです。なお、事業期間は関連事業の進捗状況等により延長する可能性があります。

(5) 主な前提条件

- ・事業区域は、旧大河ドラマ館等及び運営事業者が排他的に使用する範囲のほか、任意提案で認められた範囲（浜松城公園（元城地区）の一部）になります。
- ・事業区域内で、運営事業者が新たに公園施設を設置することが可能です。
- ・葵広場は市が管理します。原則として、広場を使用したイベント利用等に対応できるオープンスペースとし、普段は公園利用者が自由に立ち入ることができる運用とします。
- ・本市は元城地区の地下に埋蔵されている浜松城の遺構について国の史跡指定を目指しています。その妨げになるおそれのある行為は避けてください。
- ・元城地区内の地中には浜松城跡本丸・二の丸等の重要な遺跡が埋没していることが明らかになっており、適切な保存が必須です。やむをえず掘削・打設や重量物の設置等の地中に影響を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）を検討する場合は、その程度によらず本市との事前協議が必要です。
- ・旧オフィス棟北西のトイレ及びトイレ利用者が使用する通路部分について、運営事業者の維持管理費の負担により適切な維持管理を行い、公園利用者に無料で使用させることとします。
- ・旧ショップ棟の建物は、公園利用者が無料で利用できる休憩スペースにしてください。また、旧ショップ棟の一部を使用した事業提案は可能とします。
- ・毎週日曜日に市の観光事業等にて無料で利用できる6畳以上の着替え・待機スペースを、建物内で確保してください。
- ・市又は指定管理者又はイベント主催者によるイベント開催時の控室や、小学校の遠足などの団体利用時の休憩室等、旧大河ドラマ館等の一部の利用の協力を運営に支障のない範囲で求める場合があります。
- ・事業区域内の公園施設への各種パンフレットの配架やポスター掲示、ロケ地としての撮影相談等、本市の施策へのご協力を求める場合があります。

(6) 浜松城公園及び元城地区の位置図



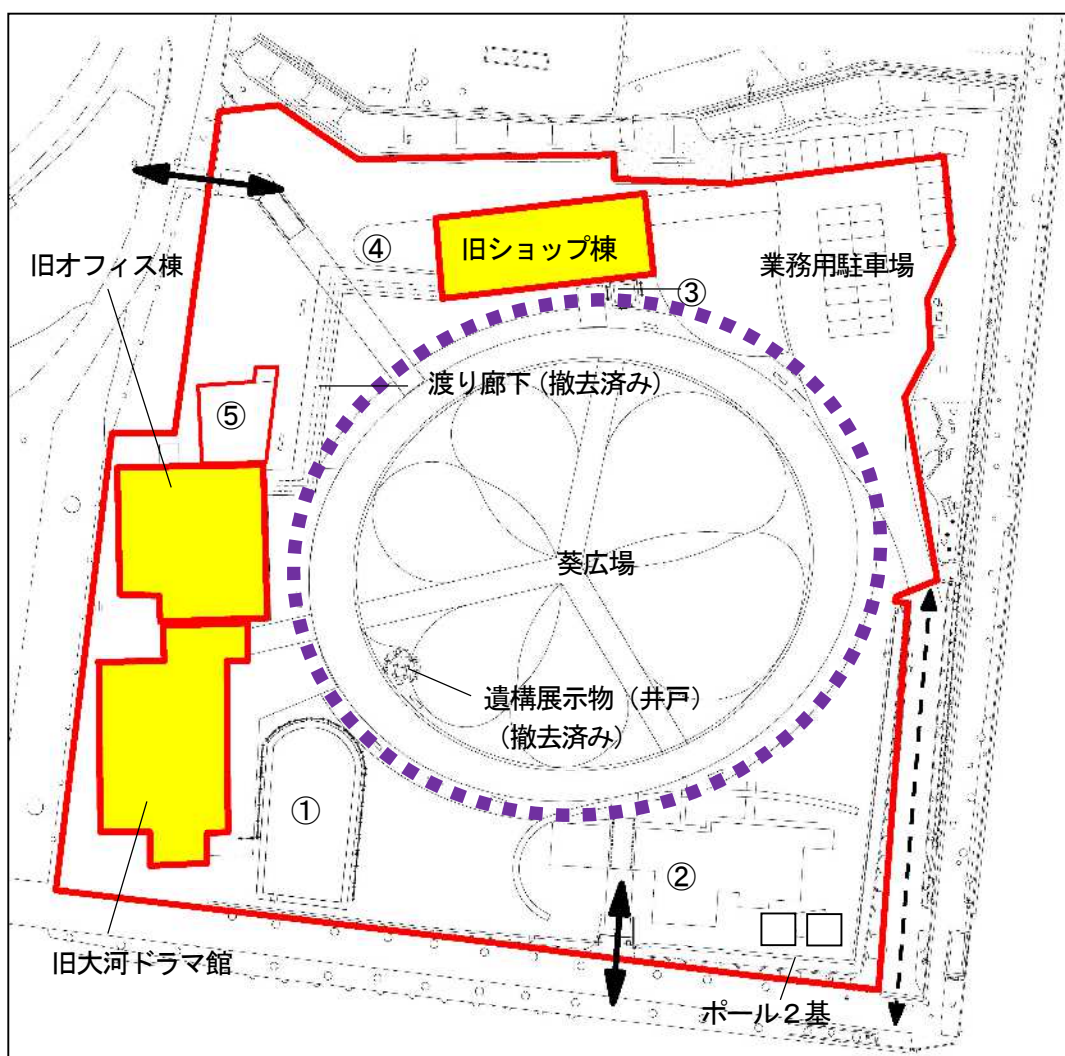
(7) 浜松城公園、元城地区及び旧大河ドラマ館等の概要

ア 浜松城公園

所在地（代表地番）	浜松市中央区元城町 100-2
立地・交通アクセス	浜松駅から約 2 km、国道 152 号に隣接 浜松駅からバス「浜松城公園入口」下車徒歩 1 分
土地所有者	浜松市
計画面積	13. 2ha
開設面積	11. 2ha（元城地区 1. 5ha を含む）
公園種別	総合公園
区域の概要	市街化区域
主な既存施設	浜松城天守閣、浜松市美術館、松韻亭、児童プール、浜松城公園駐車場、飲食店、指定管理者管理棟、ベンチ、トイレ、遊具等
市の所管課	都市整備部公園管理事務所 ※未開設区域は都市整備部公園課で所管
現在の管理体制 （元城地区を除く部分に限る。）	指定管理者制度（遠鉄アシスト株式会社） ・現在の協定の終期：令和 12 年 3 月 31 日 ※未開設区域は都市整備部公園課で直営管理
駐車場	浜松城公園駐車場 220 台 業務用駐車場 21 台（元城地区内）
用途地域	第 2 種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
景観条例	景観形成地区
屋外広告物条例	第 2 種特別規制地域 （第 1 種区域内だが都市公園内につき第 2 種）

イ 元城地区

所在地（地番）		浜松市中央区元城町 102-1
開設面積		1.5ha（R8.7.1 付け設置）
事業開始日		令和9年6月1日 （工事の進捗状況により前後する可能性あり）
主な 既存 施設	事業開始後 も存置	旧大河ドラマ館、旧オフィス棟、旧ショップ棟、業務用駐車場、 ポール2基（基礎含む）、葵広場、園路
	事業開始 までに撤去 予定	①遺構展示物（堀） ②遺構展示物（二の丸） ③遺構展示物（瓦集積） ④ウッドデッキ ⑤展示スペース



ウ 旧大河ドラマ館等

共通	所在地	浜松城公園（元城地区）内
	建築年	令和4年10月 ※令和9年4月に常設化工事完了予定
	増改築の可否	否
	施設所有者	浜松市
	構造	鉄骨平屋建て
	防火地域	準防火地域
	インフラ	上下水道、電気
	火災保険	加入済み（事業開始後も市にて継続）
	前提条件	元城地区内の地中には浜松城跡本丸・二の丸等の重要な遺跡が埋没していることが明らかになっており、適切な保存が必須です。やむをえず掘削・打設や重量物の設置等の地中に影響を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）を検討する場合は、その程度によらず本市との事前協議が必要です。
旧大河ドラマ館	延床面積	603.68 m ²
	建築面積	642.8 m ²
	施設内状況	展示室：504.31 m ² 、バックヤード：49.68 m ² 、 風除室：49.68 m ²
	建築物の用途	展示場/遊技場
	耐火種別	準耐火建築物
旧オフィス棟	延床面積	512.18 m ²
	建築面積	512.2 m ²
	施設内状況	会議室及び控え会議室：80.32 m ² 、 事務室：51.22 m ² 、トイレ：91.09 m ² 、 コリドー：204.34 m ² 、その他：85.21 m ²
	建築物の用途	事務所
	耐火種別	準耐火建築物
旧ショップ棟	延床面積	294.84 m ²
	建築面積	384.3 m ²
	施設内状況	休憩スペース：66.24 m ² 、 特産品販売所：146.60 m ² 、テラス：33.12 m ² 、 コリドー：89.49 m ² 、その他：48.86 m ²
	建築物の用途	物販店舗
	耐火種別	その他建築物

※運営事業者が建築物の用途変更を行う場合は、運営事業者の費用負担となります。

3 事業における条件・遵守事項

(1) 事業内容

- ・多世代が楽しめ、賑わいと利便性を兼ね備えた事業を求めます。
- ・用途地域（第2種住居地域）において、建築基準法上建築が不可能でないもの及び、政治的・宗教的活動、風俗営業等、青少年に有害な物販・サービス、著しく周辺環境を損なう行為、暴力団等の活動、公序良俗に反する行為、公園利用との関連性が低く公園施設とみなせない行為は対象外とします。

(2) 費用

ア 公園使用料

- ・運営事業者は、事業区域について、設置管理許可を受ける必要があります。
- ・事業区域は、旧大河ドラマ館等及び運営事業者が排他的に使用する範囲のほか、任意提案で認められた範囲（浜松城公園（元城地区）の一部）になります。
- ・公園使用料の額は、浜松市都市公園条例で規定する単価を適用し、占用面積に対して単価を乗じた額とします。

＜公園使用料＞

種目	単位	単価
公園施設の設置又は管理	占用面積 1 m ² 1年につき	1,680 円

- ・占用面積は、設置管理許可を行う際に、市が再度確認して確定します。
- ・占用面積のうち、公園利用者等へ無料で自由に使用させる部分等について、市が認めた場合に公園使用料を免除することがあります。
- ・設置管理許可日から元城地区の事業開始までの期間における公園使用料は免除することとします。
- ・公園使用料は、年度ごとに一括して事前に市へ納付していただきます。
- ・条例改正により単価が変更された場合は、変更後の単価を適用します。
- ・運営事業者の責めに帰すべき事由により事業が開始されない場合、または事業が途中で中止となった場合その他設置管理許可が取り消された場合であっても、既納の公園使用料の還付は行わないものとします。
- ・運営事業者が事業区域外の公園敷地をイベント等で使用する場合は、浜松市都市公園条例に基づく行為許可を受ける必要があります。

イ 占用料

- ・事業期間中に運営事業者が事業区域外の公園敷地を占用使用する場合は、浜松市都市公園条例に基づく占用許可を受ける必要があります。
- ・占用料の額は、浜松市都市公園条例で規定する単価を適用し、占用面積に対して単価を乗じた額とします。
- ・内装工事等の施設整備の実施に伴い公園敷地を占用使用する場合においても、浜松市都市公園条例に基づく占用許可を受ける必要があります。ただし、占用許可日から元城地区の事業開始までの期間における占用料を免除することとします。

＜主な占用料＞

種目	単位	単価
工事区域占用料	占用面積 1 m ² 1 月につき	200 円
電柱支柱、その他支線	1 本 1 年につき	1, 200 円

- ・ 占用料は、占用使用の開始までに市へ納付していただきます。
- ・ 条例改正や消費税増税等により単価が変更された場合は、変更後の単価を適用します。

ウ 施設整備費、維持管理・運営経費

- ・ 市は旧大河ドラマ館等について、建築基準法及び浜松市景観条例に適合するための最低限の改修を実施します。事業開始に必要な内装工事等の施設整備については市の改修後、あらかじめ市と協議のうえ、運営事業者が実施してください。また、事業開始に必要な内装工事等の施設整備にかかる費用（建築物の用途変更を行う場合の費用を含む）は、運営事業者が負担するものとします。
- ・ 運営事業者が事業区域内に新たに設置する公園施設については、運営事業者の費用負担により、運営事業者が実施してください。
- ・ 事業期間中の事業区域の維持管理及び事業の運営にかかる費用は、公園使用料を免除した部分を含め、運営事業者が負担するものとします。
- ・ 運営事業者が事業区域内の旧大河ドラマ館等その他の公園施設（運営事業者が事業区域内に新たに設置したものを除く。）の工事・修繕等を行う場合は、あらかじめ市と協議を行うものとします。
- ・ 事業により得られる利益は、すべて運営事業者に帰属します。

エ 解体・撤去費用

- ・ 旧大河ドラマ館等については、運営事業者による解体・撤去は不要です。
- ・ 運営事業者が事業区域内に新たに設置した公園施設については、事業期間内に、運営事業者の費用負担により解体・撤去を行い、原状回復するものとします。
- ・ 運営事業者が旧大河ドラマ館等に設置した機械設備や器具・備品類は、事業期間内に、運営事業者の費用負担により撤去を行うものとします。
- ・ 運営事業者による解体・撤去が事業期間内に終了しない場合、市が解体・撤去・処分等の必要な措置を行うことができるものとします。また、市は必要な措置に要した費用を運営事業者に請求するものとします。

オ 保証金、預託金

- ・ 保証金や預託金は必要ありません。

(3) 所有権等

- ・ 旧大河ドラマ館等その他の公園施設（運営事業者が事業区域内に新たに設置したものを除く。）については、市の所有となります。
- ・ 運営事業者が事業区域内に新たに設置した公園施設については、運営事業者の所有となります。やむをえず掘削・杭の打設や重量物の設置等の地中に影響を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）を検討する場合は、その程度によらず本市との事前協議が必要であることを留意してください。
- ・ 運営事業者が事業区域内に新たに設置した公園施設については、保存登記ができます。しかし、抵当権や担保権の設定や、その他の処分を行うことはできません。

- ・運営事業者が設置した機械設備や器具・備品類は、運営事業者の所有となります。
- ・事業区域の土地について、運営事業者は借地権その他いかなる権利も市に対して主張できません。

(4) 市への報告事項

ア 年次事業報告

- ・運営事業者は、事業年度末に収支決算等が記された事業報告書を市に提出することとします。

イ 構成員の変更

- ・運営事業者の構成員が脱退もしくは加入する場合は、事前に市へ申し出て、市の承認を得る必要があります。

ウ 事業内容の変更等

- ・運営事業者の発意で事業計画の内容を変更する場合は、事前に市と協議を行い、市の承諾を得る必要があります。
- ・企画提案書、事業計画書や市と締結する基本協定書の内容に反する等、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止させることがあります。

(5) 指定管理者との協力

- ・現在（令和7年度から令和11年度まで）の浜松城公園（元城地区を除く部分に限る。）の指定管理者は、遠鉄アシスト株式会社です。
- ・運営事業者の決定後、管理分担やゴミの収集等の責任の所在等に関する三者協議を行い、必要に応じて三者協定を締結します。なお、協定事項については三者協議により定めることとします。
- ・事業開始後は、必要に応じて、三者協議を行い、運営に関する意見交換等を実施することとします。

(6) 事業区域内の公園施設の仕様

- ・旧大河ドラマ館等を含む事業区域内の公園施設の整備においては、建築基準法や都市計画法、浜松市景観条例その他関係法令等に適合する施設としてください。また、バリアフリーに十分配慮し、利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ・運営事業者が事業区域内で新たに整備する公園施設は、都市公園法第2条第2項、および同施行令第5条各号に則した施設で、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとする必要があります。
- ・利用時間外の防犯対策のため、各建物へ防犯システム機器を設置してください。
- ・案内板や看板等の設置においては、浜松市屋外広告物条例の基準を遵守してください。

(7) 工事等の条件

- ・運営事業者による事業区域内の公園施設の整備や改装、解体・撤去等に伴う工事については、事業の計画、設計、工事、およびそれらに付随する届出、管理等、一切の業務を運営事業者の責任及び負担により実施してください。やむをえず掘削・杭の打設や重量物の設置等の地中に影響を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）を検討する場合は、その程度によらず本市との事前協議が必要であることに留意してください。

- ・工事の実施に先立ち、三者協議による事業計画の共有を行ってください。
- ・工事に伴い既存の公園施設の撤去が必要となる場合は、事前に三者協議をしてください。万が一誤って既存の公園施設等を破損又は撤去した場合は、市と指定管理者の指示に従い、運営事業者の負担で原状回復してください。
- ・工事車両の通行は、事前に市の許可が必要になります。工事車両の搬入経路を含む全工事区域において、公園利用者及び歩行者の安全に細心の注意を払い、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、適切な措置を講じてください。また、施工時間帯は、通学時間帯を避けるなどの配慮をしてください。
- ・工事用車両の元城地区への進入路は、原則、元城地区南東の業務用搬入口を使用することとってください。浜松城公園駐車場は、原則として工事用車両の駐車ができないため、元城地区内の業務用駐車場をご利用ください。
- ・公園内でのイベント開催等に伴い、一時的に工事を中断していただく場合があります。

(8) 運営上の条件

ア 利用時間

- ・旧大河ドラマ館等及び運営事業者が事業区域内に新たに設置する公園施設の利用時間は、午前8時から午後9時までを目安として提案してください。
- ・時間帯に関係なく、騒音や過度な照明は行わない等の配慮及び利用時間設定を行ってください。実施段階では、三者協議が必要です。

イ 開館日

- ・旧大河ドラマ館等及び運営事業者が事業区域内に新たに設置する公園施設の休館日は、運営事業者の提案により定めるものとします。
- ・事業区域内の公園施設は、公園利用者の利便性を考慮し、原則通年の開館としますが、季節や休日等による開館日・利用時間の弾力的運用を想定している場合は、本提案に含めてください。実施段階では、三者協議が必要です。

ウ サービス提供と物品販売

- ・旧大河ドラマ館等及び運営事業者が事業区域内に新たに設置する公園施設において提供するサービスの価格設定に関しての上限は設けませんが、広く公園利用者に受け入れられるサービス内容、料金設定としてください。また、社会通念上適当と認められる金額で設定してください。
- ・サービス提供や物品販売を行う場合、利用者のニーズに合ったメニューで、利用しやすい価格帯とします。なお、アルコールの販売も可能としますが、イベント実施時を除き、事業区域内での提供としてください。
- ・建物外での火気の使用は可能とします。ただし、事業区域外への影響を考慮し、火気の使用を制限する可能性があります。

エ 廃棄物の処理

- ・廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は運営事業者の責任で適正に行ってください。

オ 業務用駐車場

- ・浜松城公園駐車場は、従業員用駐車場としては利用できません。従業員用駐車場は、元城地区内の業務用駐車場をご利用ください。

- ・葵広場におけるイベントや元城地区内の工事等の実施に伴い、業務用駐車場の一部の利用の協力を事業区域内の公園施設の運営に支障のない範囲で求める場合があります。

カ その他

- ・本事業は公園敷地内で行われることから、法令遵守や従業員への教育により、他の公園利用者や近隣住民への迷惑防止については、特に配慮をしてください。

(9) リスク分担

- ・市と運営事業者の責任分担は、原則として別添のリスク分担表によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。また、リスク分担表に示されていない事項については、優先交渉権者の選定後に市と運営事業者の協議により定めることとします。
- ・本事業における責任およびリスク分担の考え方は、運営事業者が実施する業務については運営事業者が責任をもって遂行するとともに、業務に伴い発生するリスクについても、原則として運営事業者が負うものとします。また、内装工事等の施設整備の開始から事業開始までの間に何らかのトラブルが起こった場合は、市と運営事業者が協議し、対応を決定します。
- ・葵広場におけるイベント等の実施による影響等、いかなる場合においても、市から運営事業者への営業補償は行わないものとします。ただし、災害等による建物破損等において、その要因が明らかに事業区域外にある場合は、三者協議により対応を決定します。

(10) トイレの取扱い

- ・旧オフィス棟北西のトイレについて、原則、事業区域内の公園施設の利用時間内に開放し、利用時間外は施錠することとしてください。

(11) 事業の一部委託

- ・運営事業者は、事業の全部及び運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を第三者に委託することはできません。
- ・運営事業者が、上記以外の事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得る必要があります。

(12) 事業期間中の事業の中止

- ・運営事業者の責により事業期間中に事業を中止せざるを得なくなった場合は、事前に書面をもって市へ申請してください。
- ・市は運営事業者に対し、当初の事業期間満了までの公園使用料相当額を損害金として請求することがあります。ただし、市に生じた損害の賠償を請求することを妨げないものとします。

4 事業の募集方法

(1) 応募者の資格要件

- ・応募できる者は法人又は複数の法人で構成する共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。
- ・応募者は、複数の提案をすることはできません。
- ・応募者又は共同事業体の構成員は、他の応募者である共同事業体の構成員になることはできません。
- ・共同事業体を構成して応募する場合は、代表法人を定めたうえで、共同事業体を代表して応募してください。
- ・共同事業体は、本事業の実施のために特別目的会社（SPC）を設立することができます。
- ・応募できる者は、次の要件を全て満たしている必要があります。
 - ① 提案事業を安定的に継続できる総合的な企画力、資金力、経営能力を有する体制を構築できる法人又は共同事業体であること。
 - ② 企画提案申込書の提出日時点において、法人又は共同事業体の構成員が以下のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 直近事業年度分の税金（国税、地方税）で滞納がある者
 - (ウ) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱、又は浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である者
 - (エ) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に規定する排除措置該当者
 - (オ) 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、またはこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続または民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
 - (カ) 手形交換所による取引停止処分を受けている者
 - (キ) 法人又は共同事業体の構成員の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
 - あ 破産者で復権を得ない者
 - い 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - う 公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 募集スケジュール

募集要項の公表	8月3日（月）
事業者説明会参加申込〆切	8月21日（金）
事業者説明会	8月25日（火）
質問書受付期間	8月3日（月）～9月3日（水）
質問に対する回答	随時回答（最終回答：9月18日（金））
応募期間	8月3日（月）～10月13日（火）
予備審査（書類審査）	10月23日（金）
本審査（ヒアリング審査）	10月29日（木）
優先交渉権者選定	11月中旬（予定）
基本協定の締結・公表	12月中旬（予定）
事業計画書の提出	基本協定締結後設置管理許可までの間
設置管理許可申請 工事工程表の提出	事業計画書提出以後工事着手までの間
旧大河ドラマ館等の引渡し時期 （運営事業者が工事着手できる時期）	市との協議により随時部分的に引渡し （旧大河ドラマ館等の引渡し期限は令和9年4月中旬（予定））
事業開始	令和9年6月（予定）

※本審査以降の日程については、応募者等に対し必要に応じて別途連絡します。

(3) 事業者説明会

- ・本事業への応募意向がある事業者を対象とした事業者説明会を実施します。事業者説明会参加申込書（様式1）により、メールかFAXで担当課へお申し込みください。
- ・本説明会に参加いただかなくても本事業への応募は可能です。また、参加、不参加の別を問わず、審査において有利又は不利になることはありません。
- ・開催日時：令和8年8月25日（火）
午前部…午前9時30分開始、午後部…午後1時30分開始
- ・開催場所：浜松城公園（元城地区）旧オフィス棟（浜松市中央区元城町102-1）
※午前部と午後部は同じ内容となります。
※会場での受付を、開始15分前から行います。
※会場での説明後、元城地区内を案内します。全体で2時間程度を見込んでいます。

(4) 質問書提出

- ・本事業に関して不明な点がございましたら、質問書（様式2）により、令和8年9月3日（水）までにメールかFAXでご質問ください。
- ・受け付けた質問への回答は原則、随時（令和8年9月18日（金）までに）質問者の情報及びそのノウハウを含む内容を除き本市ホームページへ掲載します。応募者のノウハウに係る質問は個別に回答します。なお、電話での質問は受け付けません。

- ・必要に応じた複数回の質問を認めます。また、質問を行ったことにより、審査において有利又は不利になることはありません。

(5) 応募方法

ア 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式	必要部数
1	企画提案申込書	—	様式3	1部
2	共同事業体構成員調書	—	様式4	1部
3	応募に関わる誓約書 ※1	—	様式5	1部
4	企画提案書	施設概要図、工程表、価格表、その他必要に応じて資料を添付してください	様式6	各10部 (正本1部、 副本9部)
5	提案者の業務概要 ※1	—	様式7	
6	決算書等 ※1	連結および、単独、過去3年分の貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの	—	
7	登記簿謄本 ※1	—	—	1部
8	定款、寄付行為その他これに準ずるもの ※1	—	—	1部
9①	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」※1	証明日が3か月以内の日付であるもの	—	1部
9②	直近2年間の法人事業税（都道府県税）及び市税の納税証明書 ※1	浜松市内に本店を置く場合又は浜松市内の支店・営業所等へ参加等を委任する場合は、浜松市税の納税証明書に替えて、市税の納付又は納入状況照会に関する同意書（様式8）を提出することが出来る	—	1部
10	提案資料の取扱いに関する回答書	応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料についても提出。（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）	様式9	1部

11	共同事業体協定書等 ※2	構成員、責任の範囲等を 定めた協定書等	任意	1部
----	-----------------	------------------------	----	----

※1 共同事業体で応募する場合、すべての構成員についてご提出ください。

※2 共同事業体で応募する場合のみ提出してください。

イ 提出方法

- ・担当課窓口への持参（月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分）、担当課への郵送のいずれかとします。

ウ 提出期限

- ・令和8年10月13日（火）午後5時15分必着
（郵送の場合は、令和8年10月13日（火）消印有効）

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 要項に違反、または著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ 選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- オ 応募者の資格要件を満たしていないことが判明した場合
- カ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- キ その他不正行為があった場合

(7) 注意事項

ア 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができません。また、企画提案書は、企画提案申込書を提出した法人のみが提出できます。

イ 応募内容の変更禁止

提出済の提出書類の内容変更、差し替え、もしくは再提出を行うことはできません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。

ウ 提出書類の取扱い

市は提出書類を、運営事業者を選定する目的でのみ使用します。また、提出済の提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

エ 応募の辞退

企画提案申込書の提出後、または応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、企画提案参加辞退届（様式10）を提出してください。

オ 使用言語等

提出書類及び質問書の言語は日本語とします。また、単位はメートル法を使用してください。通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とします。

カ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

キ 著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表等に必要な場合において、市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。

ク 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ケ 情報公開

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

コ 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても「ケ 情報公開」に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、回答書（様式9）及び添付資料（応募者の正当な利益を害する情報にあたりと考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したもの）の提出をお願いします。なお、提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

サ その他

本事業の公募に際して本市が提示する資料は、事業者において本事業への応募以外の目的で使用することはできません。また、郵送やメール送信等における通信事故については、市は一切の責任を負いません。

5 運営事業者の選定方法

(1) 優先交渉権者の選定

- ・応募いただいた提案内容の審査は、本市職員で構成する「浜松城公園（元城地区）活用事業運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で行い、優先交渉権者を決定します。
- ・審査方法は以下のとおりとします。

① 予備審査（書類審査）

- ・応募いただいた提案が4件以上の場合に開催します。応募いただいた提案が4件未満の場合は、予備審査を実施せずに本審査を行います。
- ・予備審査では、評価基準に従い、応募者の提出書類に基づく提案内容の審査を行います。
- ・予備審査の結果、得点の高い3件を本審査の対象とします。なお、得点が同点となった提案については、選定委員会で再度協議を行い、評価が高い提案を上位とします。
- ・予備審査の結果は、すべての応募者（共同事業体の場合は代表法人）へ通知します。

② 本審査（ヒアリング審査）

- ・本審査の詳細は、対象となった応募者（共同事業体の場合は代表法人）へ連絡します。
- ・本審査では評価基準に従い、応募者の提出書類に基づく提案内容に加え、応募者によるプレゼンテーション（15分間）と質疑応答（15分間）による審査を行います。
- ・プレゼンテーションの方法は、提出書類を使用した口頭説明とします。
- ・本審査への応募者の出席は原則5名までとします。
- ・本審査の結果、最も高い得点を得た提案の応募者を、優先交渉権者に決定します。なお、得点が同点となった提案については、選定委員会で再度協議を行い、評価が高い提案を上位とします。
- ・最も高い得点を得た提案が60点に満たなかった場合、最も高い得点を得た提案の応募者と提案内容の修正に関する協議を行うこととします。修正後の提案内容を再度審査し、60点以上の評価を得た場合は、当該応募者を優先交渉権者として決定します。修正後の提案内容が60点に満たなかった場合は、優先交渉権者を決定せず、本件公募における運営事業者の決定を不成立とします。

(2) 審査結果の通知

- ・審査結果は、優先交渉権者を決定したとき、すべての応募者（共同事業体の場合は代表法人）へ通知します。

(3) 基本協定の締結等

- ・優先交渉権者は、市からの審査結果の通知後、速やかに本市と協議を行い、事業内容に合意した場合に、事業の基本的事項（管理運営条件等）を定めた基本協定を締結します。
- ・運営事業者は基本協定の締結後速やかに、都市公園法第5条に基づく設置管理許可の申請手続きを行い、事業区域内の新たな公園施設の設置又は改修に伴い公園区域を占有する場合は、実施に先立ち都市公園法第6条に基づく占有許可の申請手続きを行うものと

します。

- ・優先交渉権者が、特定の日から基本協定の締結の日までの間に、「4（6）失格事項」に該当することになった場合には、当該優先交渉権者への特定を取消し、基本協定の締結は行わないものとします。
- ・前述の場合又は優先交渉権者と基本協定の締結に至らなかった場合には、市長は、次順位者と協議を行い、その者を優先交渉権者として決定することができるものとします。

(4) 公表

- ・基本協定締結後、市ホームページにて審査結果及び運営事業者を公表します。

(5) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
浜松城公園の魅力の向上	・浜松城公園及び周辺地域の賑わいにつながる事業提案であるか。 ・浜松城公園としての魅力の向上につながる事業提案であるか。	30
浜松城公園の利便性の向上	・浜松城公園の利用者の利便性が向上する事業提案であるか。 ・浜松城公園の利用者が利用しやすい価格設定や利用時間等の事業提案であるか。	20
事業の実施体制	・事業提案が合理的かつ妥当なものであるか。 ・事業終了まで確実な事業継続が見込まれる実施体制であるか。 ・同種事業の運営実績を有しているか。	20
元城地区の一体利用	・元城地区を広範に活用する、スケールメリットを生かした事業提案であるか。	10
地域・他団体等との協力	・浜松城公園での大規模なイベント開催や施設利用等の個別要望へ柔軟に対応できる事業提案であるか。	10
浜松城の歴史的価値の周知	・浜松城公園の利用者に対し、浜松城の持つ歴史的価値の周知が期待できる事業提案であるか。	5
社会貢献・環境対策事業	・社会貢献・環境対策事業が充実しているか。	5
合計		100

6 根拠法令等

- ・本事業の実施にあたっては、必要となる関係法令、条例、適用基準等を遵守し、常に最新版を確認し適用してください。
- ・事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続き等については事業者が自ら行うものとし、これにかかるすべての費用は事業者が負担するものとします。

7 問い合わせ先（担当課）

浜松市都市整備部 公園課 企画・調整グループ

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町 617-6 中央土木整備事務所 1 階

電 話 番 号 053-457-2353

FAX 番 号 050-3535-5217

E - m a i l kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(様式1)

令和 年 月 日

浜松城公園（元城地区）活用事業

事業者説明会参加申込書

法人等の名称	法人等の主たる事務所の所在地

説明会参加者

	役職名	氏名
1		
2		
3		

※ 参加者は1法人等につき3名まで

連絡先

所属・役職	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

- ・ 本様式は、メールで次のとおり提出してください。
E-mail kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
標 題 【浜松城公園事業者説明会参加申し込み】
- ・ 事業者説明会では、参加者本人であることを確認できるもの（身分証明書等）の提示を求めます。

(様式2)

令和 年 月 日

浜松城公園（元城地区）活用事業

質 問 書

◇ 質問者

法人等の名称	
法人等の主たる事務所の所在地	
所属・役職	
氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

◇ 質問内容

質問事項	質問内容
1	
2	
3	

募集要項の該当箇所が分かるように、ページを表示してから質問を簡潔に記載してください。

- ・ 本様式は、メールで次の通り提出してください。
E-mail kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp
標 題 【浜松城公園質問票】

(様式3)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

[代表法人]
住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名

⑩

企画提案申込書

浜松城公園（元城地区）活用事業運営事業者募集要項に基づき、別添の企画提案書および、
その他必要な関係書類を添えて応募します。

担当部署	
担当者	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(様式4)

令和 年 月 日

共同事業体構成員調書

代表法人	事業者名			
	代表者職・氏名			
	所在地	〒		
	電話		FAX	
	E-mail			
	共同事業体における役割等			
構成員	事業者名			
	代表者職・氏名			
	所在地	〒		
	電話		FAX	
	E-mail			
	共同事業体における役割等			
構成員	事業者名			
	代表者職・氏名			
	所在地	〒		
	電話		FAX	
	E-mail			
	共同事業体における役割等			

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください

(様式5)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名

印

応募に関わる誓約書

浜松城公園（元城地区）活用事業への応募をするにあたり、次の事項および、提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②直近事業年度分の税金（国税、地方税）で滞納がある者でないこと。
- ③浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱、および浜松市物品の購入等に
係る入札参加停止等措置要綱に基づく指名停止期間中である者でないこと。
- ④浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に規定する排除措
置該当者でないこと。
- ⑤破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開
始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、また
はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続または民事
再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）の
いずれでもないこと。
- ⑥手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- ⑦法人又は共同事業体の構成員の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいないこ
と。
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなっ
た日から2年を経過しない者
 - ・公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(様式6)

企画提案書

1 事業コンセプト

項目	内容
(1) 事業のコンセプト	※簡潔に記載してください。
(2) 建物レイアウト	※建物ごとに施設概要図をお示し下さい。(別添提出) また、応募者の費用により整備する範囲を提案し、明示してください。 ・建築物平面図詳細 －A3 用紙各 1 枚 ・立面図 (建築物、工作物) －A3 用紙各 1 枚
(3) 事業開始までのスケジュール	※工程表 (A3 用紙 1 枚) をお示し下さい。(別添提出)
(4) 利用時間	平日： 時 分～ 時 分 休日： 時 分～ 時 分 ※利用時間については、原則として午前 8 時～午後 9 時の間を基本としますが、利用時間の延長を希望する場合は、希望する理由を記載下さい。
(5) 定休日	
(6) 事業内容と価格	※主たるものに限定しても構いません。 価格表等を用いて示してください (別添提出可)
(7) その他	浜松城の歴史的価値を周知する事業、社会貢献・環境対策事業等の提案がありましたら記載して下さい (別添提出可)

2 業務の実施体制

(1) 従業員の研修

従業員研修体制	
従業員接遇研修	

(2) 感染対策等の考え方

感染対策	
衛生管理体制	
清掃	事業区域内： 浜松城公園内（事業区域外）：
廃棄物処理	

(3) その他の対応

利用時間外の防犯対策	
災害等の緊急時の対応	

(4) 自己評価の実施体制

利用者の意見等の 反映方法	
自己評価の実施体制	

(5) 収支見込

項 目		1 年目	3 年目	5 年目
収 入	入場料			
	貸館料			
	売上高			
	計			
支 出	原材料費			
	人件費			
	光熱水費			
	保健衛生費			
	使用料			
	消耗品費			
	原価償却費			
	諸経費			
	計			

※収支の項目は事業内容に応じて適宜修正してください

初期投資内容	(償却年数)	金 額
	年	千円
	年	千円
	年	千円
合 計		千円
原価償却額 (年別)		金 額
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
年～	年	千円
合 計		千円

(様式7)

提案者の業務概要

商号又は名称		
代表法人名		
経歴・沿革		
資本金		
従業員数		
本店所在地		
業務内容		
支店・店舗数		箇所（うち静岡県内 箇所）
公共用地 （公園等） での事業地		
1店舗平均客数		1日あたり 人

※その他、会社概要等がわかるパンフレット等がありましたら添付して下さい。

(様式8)

市税の納付又は納入状況照会に関する同意書

私は、浜松城公園（元城地区）活用事業の公募への参加にあたり、次のア又はイに該当するため、下記事項に同意します。

- ア 浜松市内に本店を置く者
イ 浜松市外に本店を置き、浜松市内の支店・営業所等へ当該事業の公募に参加に関する権限等を委任する者

記

- 1 浜松市都市整備部公園課が浜松市税（以下「市税」という。）の納付又は納入状況について、浜松市財務部収納対策課へ照会すること。
- 2 参加意向申出書受付期間最終日時点において、納期限が到来している市税に未納があることが判明した場合は、当該公募への参加を認めないこと。

同意者記入欄（必ず記入してください。）

令和 年 月 日

(本社)

住所又は本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(※署名又は記名押印をしてください。)

法人番号（13桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(様式9)

提案資料の取扱いに関する回答書

提案資料の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件：浜松城公園（元城地区）活用事業の企画提案

上記対象案件に関する提案資料に、申請者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより申請者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分が

- ・あります
- ・ありません

※「あります」と回答した場合

提案資料において申請者の正当な利益を害すると思われる部分は、別添のとおりです。

(様式10)

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

[代表法人]
住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名

印

企画提案参加辞退届

浜松城公園（元城地区）活用事業への参加を辞退します。

担当部署	
担当者	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

(別紙) リスク分担表

(1) 責任及びリスク分担の考え方

運営事業者が実施する業務については、運営事業者が責任をもって遂行するとともに、業務に伴い発生するリスクについても、原則として運営事業者が負うものとします。ただし、市（又は指定管理者）が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市（又は指定管理者）が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と運営事業者の責任分担は、原則として本表によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。また、本表に示されていない事項については、双方の協議により定めることとします。

段階	リスクの種類	No.	内容	負担者	
				市	運営事業者
共通	募集要項のリスク	1	募集要項の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク	2	応募費用及び提出書類作成に関するもの		○
		3	提出書類の取扱に関するもの	○	
	資金調達リスク	4	必要な資金の確保に関するもの		○
	基本協定締結リスク※1	5	運営事業者と基本協定が締結できない又は締結手続が遅延する場合	○	○
	制度関連リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
		7	許認可の遅延に関するもの (市で取得するもの)	○	
		8	許認可の遅延に関するもの (市で取得するもの以外)		○
		9	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの		○
	社会リスク	10	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
		11	運営事業者が行う業務に起因する有害物質の排出、漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、臭気に関するもの		○
		12	事業区域内において運営事業者が設置した公園施設、施工した工事や施設運営により第三者に損害を与えた場合		○
		13	事業区域外において市が設置した公園施設の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	14	運営事業者の基本協定内容の不履行		○
		15	運営事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者変更		○
		16	運営事業者の責により工事が完成せず設置管理許可の取消に至った場合		○
		17	市の基本協定内容の不履行	○	

	不可抗力の リスク※2	18	地震、火災、風水害、盗難、その他当事者の責に帰すことが出来ない事由によって市が被った被害	○	
		19	地震、火災、風水害、盗難、その他当事者の責に帰すことが出来ない事由によって運営事業者が被った被害		○
	金利リスク	20	金利の変動		○
	物価リスク	21	物価の変動		○
	事業の中止・ 延期リスク	22	市の責任による遅延・中止	○	
		23	運営事業者の責任による遅延・中止		○
		24	運営事業者の事業放棄・破綻		○
計画 段階	計画・設計 リスク	25	運営事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		26	運営事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
		27	市の条件提示や指示の不備・変更（運営事業者の責に帰すべきものを除く。）によるもの	○	
		28	運営事業者、運営事業者が発注した施工業者等による指示、判断の不備によるもの		○
施工 段階	施工リスク	29	運営事業者により設置又は改修する公園施設のすべての工事費用及びこれにかかる経費		○
		30	運営事業者が行う工事開始後、市の指示（運営事業者の責に帰すべきものを除く。）に起因する工事期間延長に伴うもの	○	
		31	上記以外の理由に起因する運営事業者の工事期間延長に伴うもの		○
		32	運営事業者の工事監理に関するもの		○
		33	運営事業者が行う工事の施工不良によるもの		○
		34	運営事業者が行う工事完了後の市の指示（運営事業者の責に帰すべきものを除く。）に起因する工事費の増大	○	
		35	上記以外の工事費の増大		○
		36	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損傷		○
運営 段階	運営リスク	37	市の施工箇所に関する契約不適合責任	○	
		38	上記以外の事業区域内の公園施設に関する契約不適合責任		○
		39	事故・火災等による事業区域内の公園施設の損傷。施設の劣化に対して、運営事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因すること ※3		○
		40	第三者による、事業区域内の公園施設の損傷		○

		41	事業区域内における、利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処		○
		42	需要が当初見込みを下回ったことによる損害		○
	原状回復 リスク	43	運営事業者の責による設置管理許可の取り消しに伴う運営事業者が設置した機械設備や器具・備品類の原状回復に関するもの		○
	事業 期間 終了後	44	運営事業者が設置した機械設備や器具・備品類の原状回復に関するもの		○

※1 基本協定締結リスク

- ・基本協定が出来ない場合、それまでに市、運営事業者各々にかかった費用は各々が負担するものとします。

※2 不可抗力のリスク

- ・公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合は、市は、運営事業者に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがあります。
- ・浜松城公園は防災機能を有する公園であることから、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部または全部停止を命じることがあります。
- ・上記による、業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、運営事業者は市に補償を請求することはできません。

※3 運営リスク

- ・事業区域内の公園施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、運営事業者はリスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入してください。

【その他注意事項】

- ・天災等により都市公園が使用できなくなった場合は、公園使用料の一部について還付の対象となることがあります。
- ・浜松城公園の管理・運営業務（定期的な点検等）に伴い、業務に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、運営事業者は市に補償を請求することはできません。